

地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長
(公印省略)

「契約業者取扱要領」及び「数値の算定及び等級の格付け要領」の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- (1) 「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、現行欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは現行欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で現行欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

- (2) 「数値の算定及び等級の格付け要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、現行欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは現行欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で現行欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。